

令和5年11月6日17時30分
近畿地方整備局
猪名川河川事務所

猪名川で20%取水制限を実施します

～ 開始日時：令和5年11月7日（火）午前10時 ～

猪名川流域では少雨傾向が続いていることから、一庫ダムの貯水率が低下しており、今後まとまった降雨がなければさらに低下するおそれがあることから、令和5年11月6日に猪名川渇水調整幹事会・委員会を開催し、令和5年11月7日から、水道用水・農業用水とも20%の取水制限を実施することとなりました。

■ 猪名川渇水調整幹事会・委員会の決定事項（令和5年11月6日）

取水制限について

（1）制限率

水道用水 20% ・ 農業用水 20%

（2）対象水利権

一庫ダム下流から神崎川合流点までの水道用水及び農業用水の水利使用

（3）取水制限の時期

令和5年11月7日（火）午前10時から

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、兵庫県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所

副所長 星原 義之（ほしはら よしゆき）
占用調整課長 中岡 弘（なかおか ひろし）

電話 072 - 751 - 1111（代表）